

ニュースレター第25号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第25号」を送付させていただきます。

大寒の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、1月は記録的な寒波が九州に上陸し、各所で大雪に見まわれ、断水や交通機関の乱れ等、大きな影響が出ました。

皆様におかれましても、まだまだ寒さは続きますので、体調管理にはご注意くださいませ。

今年が幸多き一年になりますようお祈りいたします。



お客様アンケート リニューアル！

この度、案件終了時等に、依頼者の方にお渡ししております「お客様アンケート」が新しくなりました！！

1 まず、「ご相談のかきかけ・理由」を、文章で記入いただいていたのですが、該当する項目を選んでチェックを記入する様式に変更いたしました！

お客様も回答しやすくなり、また、当方においても集計をとりやすくなったと思います。

2 また、従来は、「サービスや接客」について4段階で評価いただいておりましたが、実際のお客様の満足度を、より正確に把握できるよう、10段階へ変更いたしました！

3 さらに、「ご満足いただけなかった事柄」について、ご記入いただく項目を追加しており、お客様のご要望を具体的に知ることによって、今後の改善に活かせる内容となっております。

これらの改善により、従来よりも、お客様の声が見える”化できたのではないかと思います。

このアンケートをとおしてだけでなく、色々なかたちで率直なご意見ご要望など賜りたいと考えておりますので、お気づきになった際には、お気軽にご連絡・お問合わせいただければ幸いです。

たくみ法律事務所 お客様アンケート

この度は、たくみ法律事務所にご相談いただきまして、誠にありがとうございます。
 当事務所では、ご相談いただきましたお客様のお気持ちに寄り添うべく、接客力・サービスの向上のためにアンケートを実施させていただきます。
 大変お手数となりますが、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

ご相談の際に、「聞いていまいかがまっている。」「その場で聞きにくかった。」等、お客様のお声を掲載させていただきます。

お客様相談室

1. 当事務所へのご相談のかきかけや、理由を教えてください。 当てはまる項目にチェック✓を記入下さい。(当てはまる項目があれば、複数でも✓の記入をお願い致します。)

<input type="checkbox"/> 交通事故を専門に取り扱っている。	<input type="checkbox"/> 弁護士が親身になってくれそうだった。
<input type="checkbox"/> 解決案練の数が多い、または内容が良かった。	<input type="checkbox"/> 費用の検討が良かった。
<input type="checkbox"/> 予約電話の案内、スタッフの対応が良かった。	<input type="checkbox"/> 日東所の様、アクセス・場所が良かった。
<input type="checkbox"/> 担当の弁護士事務所が相談したが、納得できなかった。	<input type="checkbox"/> スピーディに対応してくれそうだった。
<input type="checkbox"/> 当事務所のホームページを見て、特に印象に残った箇所をお知らせ下さい。	

2. 当事務所での、ご相談時の満足度についてのお尋ねいたします。
 ※10段階評価で該当する数字に○をつけてご回答下さい。

2-1. 弁護士には、納得行くまでお話を聞けましたか？

1 不満がある 2 3 4 5 6 7 8 9 10 大変満足している

●ご満足できなかった事柄について、良ければ具体的にお願いします。

2-2. ご依頼いただきました結果は、ご満足いただけるものでしたか？

1 不満がある 2 3 4 5 6 7 8 9 10 大変満足している

●ご満足できなかった事柄について、良ければ具体的にお願いします。

2-3. 来所された際や電話応対時、スタッフの対応はいかがでしたか？

1 不満がある 2 3 4 5 6 7 8 9 10 大変満足している

●ご満足できなかった事柄について、良ければ具体的にお願いします。

3. 当事務所のサービスや接客について感じたことをご記入下さい。

.....

.....

.....

✿✿✿ ご協力いただき感謝申し上げます。 ✿✿✿
 たくみ法律事務所は、お客様の声をもちに、これからも技術力とサービス力向上に努めてまいります。✿✿✿

次ページでは、ピックアップ LAW NEWS 特別編として
 今話題のマイナンバーについて掲載しております！

ピックアップ LAW NEWS 特別編

『マイナンバー制度始動—トラブルに巻き込まれる前に対策を—』

1.はじめに

今年の1月から、ついにマイナンバー制度の運用が開始しました。マイナンバーの取り扱いに関しては以前のニュースレターでも取り上げましたが、今回は、事業者の皆様にとって必要な、実務的な注意点について解説させていただきます。



2.マイナンバー対応事務

まず、事業者の方々は、以下の事務手続を行うにあたって、マイナンバー(個人用のマイナンバーを「個人番号」、企業用のものを「法人番号」といいます。)の取得・管理・提供が必要になります。

【従業員との関係】

①税務関係

源泉徴収票等の法定調書に個人番号を記載する必要があります。ただし、年末調整については、2017年1月提出の源泉徴収票からとなります。

②社会保障関係

健康保険組合や年金事務所、ハローワーク等への提出書類に個人番号の記載が必要となります。雇用保険については2016年1月から、健康保険・厚生年金保険は2017年1月から開始されます。

【取引先との関係】

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」や「不動産使用料等の支払調書」に、支払を受ける者の個人番号及び法人番号の記載が必要となります。

例えば、①年間5万円を超える外部講師への報酬や、業務委託料の支払を行う場合、②不動産の買主への賃料支払が年間15万円を超える場合、③年間100万円を超えて不動産の譲渡対価を支払う場合などが考えられます。

契約締結時点で、年間の支払額が上記金額をこえることが予想される場合には、事前にマイナンバーの提供を求めることができるとされています。

【株主との関係】

非上場企業においては、「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」に、個人番号及び法人番号の記載が必要となります(上場企業の場合は、証券保管振替機関が対応するため不要です)。

3.本人確認の方法と注意点

【本人からの対面・郵送による提供の場合】

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防止するため、原則として、①「番号確認」(提供された番号が正しいのか)と②「身元確認」(番号の正しい持ち主であるか)を行う必要があります。

ただし、雇用関係があるなど、人違いでないことが明らかであると行政機関が認める場合には、②身元確認が例外的に不要とされます。

3枚目に続きます▶▶



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

	①番号確認	②身元確認
A	個人番号カード	
B	通知カード	運転免許証やパスポート等
C	個人番号が記載された住民票の写し	運転免許証やパスポート等

上記資料により、本人確認を行った際には、後のトラブルを回避するため、必ず記録に残しましょう。例えば、いつ、誰が、どのようにして、本人確認を行ったかに関する確認表を作成のうえ、記録として保管しておくことが有効です。

【代理人からの対面・郵送による提供の場合】

代理人から提供を受ける場合、以下の資料が必要となります。

	①代理権の確認	②代理人の身元確認	③本人の番号確認
法定代理	戸籍謄本・続柄記載のある住民票の写し等	運転免許証・パスポート等	個人番号・通知カード・個人番号の記載された住民票の写し
任意代理	委任状		

例えば、国民年金の第3号被保険者の届出に関し、従業員が配偶者の代理人として、事業者マイナンバーを提出する場合がありますが、先ほどと同様、雇用関係にあることから、**②代理人の身元確認は不要**となります。

ただし、①代理権の確認と③本人の番号確認は省略されませんのでご注意ください。

【対面・郵送以外による提供の場合】

対面や郵送以外に個人番号の提供を受ける方法としては、オンラインや電話での取得が考えられます。この場合には、上記とは異なる確認資料が必要になります。

4.取得時の注意点

【取引先からマイナンバーを取得する方法】

事業者がマイナンバーを取り扱う際には、その利用目的をできる限り特定し、また、本人へ通知又は公表する必要があります。

継続的に取引を行う場合には、今後発生が予想される事務を含めた個人番号利用目的通知書を交付する、契約時に取引先と取り交わす契約書において利用目的を通知するなど、取引先からマイナンバーを取得するための手順をあらかじめ検討しておく必要があります。

【アルバイト従業員が多い場合】

特に、短期や一回限りのアルバイト従業員を直接雇用する場合、取得時期を工夫する必要があります。アルバイト期間終了後に連絡がとれなくなってしまうと、マイナンバーの取得に多大な手間と時間を要するからです。

そのような事態を避けるため、基本的に、アルバイト従業員からは、契約締結時にマイナンバーを取得することができるとされていますので、各社においても社内体制を整備しておきましょう。

5.おわりに

マイナンバーに関する規制は、ここで紹介した以外にも数多くあります。中には罰則を伴うものもありますので、取得・管理・提供には、十分注意しましょう。

(文責:弁護士 神田昂一)